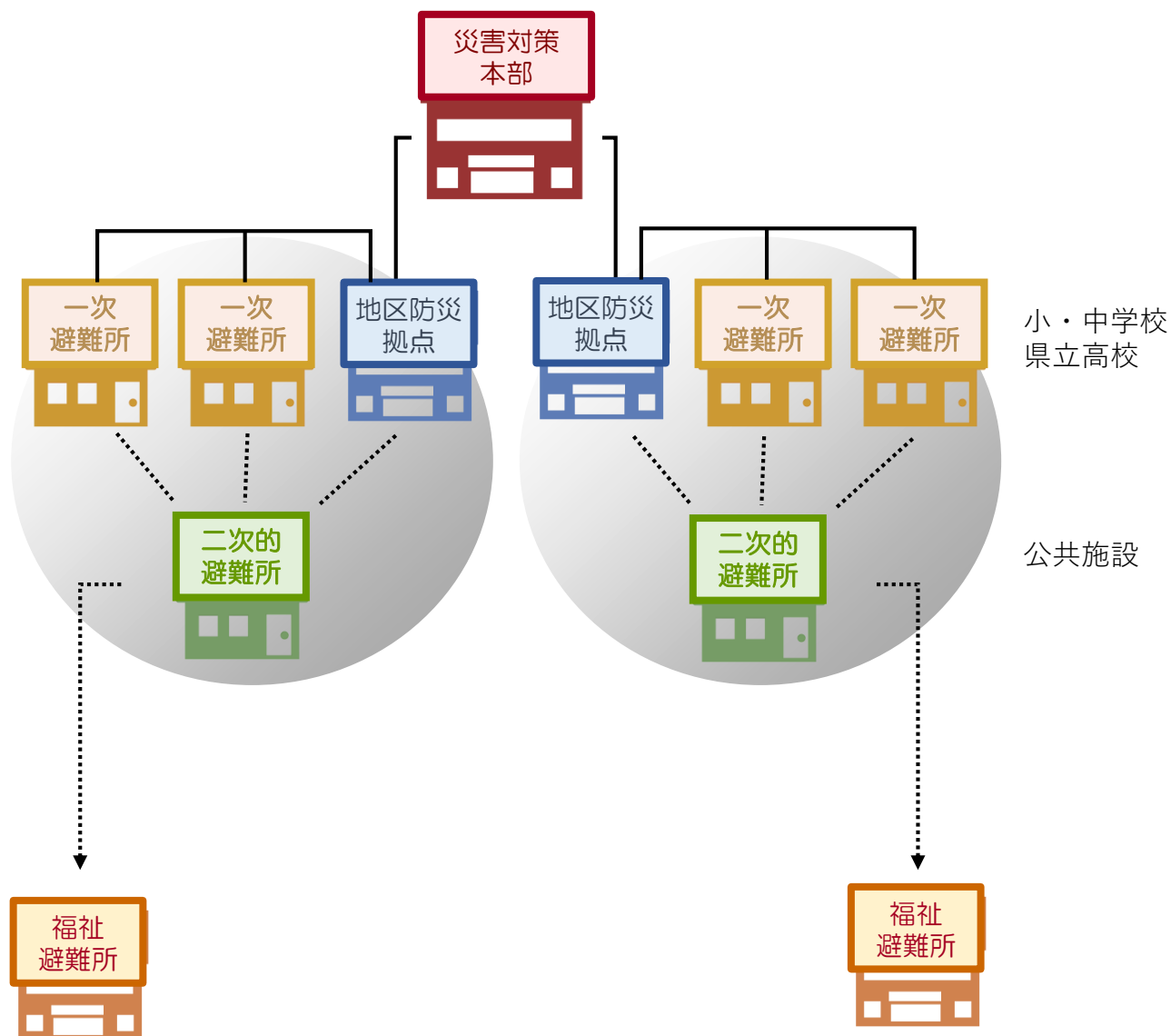


避難所運営体制の見直し(案)

指定避難所の開設・運営にあたる職員、自主防災組織及び防災拠点施設等を考慮し、運営体制を検討します。

避難所の開設と運営の手順は次のとおりです。



避難所の運営体制における主な機能と役割

種別	対象施設	収容人数	主な機能・役割
災害対策本部	市本庁舎	—	<ul style="list-style-type: none"> ①各避難所の開設・運営及び避難者の状況把握と調査 ②一次避難所での滞在が難しい避難者の移送判断 ③避難所運営に必要な人員、物資の支援調整
地区防災拠点	中学校	—	<ul style="list-style-type: none"> ①各施設に対して避難者及び救援物資等の情報収集を行うための拠点となる施設 ②災害対策本部の中継的機能
一次避難所	小中学校、 県立高校 全17施設	6,290人 (総計)	<ul style="list-style-type: none"> ①事前に避難者の受入れ準備(訓練、備蓄等)をしている施設 ②被災住民の一時待機～生活再建開始までの支援 ③在宅避難者を含む被災者の状況把握と本部及び地区防災拠点と情報共有
二次的避難所	公民館等の 公共施設 全5施設	619人 (総計)	<p>次の場合に開設する</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一次避難所に避難した避難者数が収容許容数を上回った場合 ②要配慮者(高齢者・障がい者等)または、傷病等により、一次避難所で生活することが困難な避難者がいるなど、二次的避難所の開設を要した場合
福祉避難所	やしお苑、 杜の家やしお	施設入所 状況による	<p>次の場合に開設する</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一次避難所で生活することが著しく困難な日常生活に全介助を必要とするなど、特に配慮を要する方がいる場合